

第36回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成29年 6月28日(水) 9時2分～10時11分

2 場 所 阿久根市役所第1会議室

3 出席委員(11人出席)

- ① 新穂 敏憲 ③ 富永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

- ② 坂口 輝美

5 議事日程

諮問第4号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について

議案第26号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号 非農地証明願いについて

議案第30号 農用地利用集積計画について

議案第31号 農業委員会の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)

上脇 重樹 (管理係)

榎木 海斗 (管理係)

酒井 結華子 (管理係)

○ 農政課

岩元 茉奈美 (農政管理係)

木原 香太 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

おはようございます。定刻を若干過ぎましたが、ただ今から第36回定例農業委員会総会を開会いたします。なお、2番坂口委員は、所要の為欠席となります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、5番堂後 善人委員、6番 尻無濱 俊幸委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第36回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。5月31日、鶴翔高等学校農業後継者育成対策協議会総会に出席いたしました。

6月1日には、北薩地域農政推進協議会総会に出席いたしました。

7日の午前中には、鹿児島県農業会議の6月定例常設審議委員会に出席いたしました。午後からは、鹿児島県農業会議通常総会に局長と出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたなら、その他のところをお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 諮問第4号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (岩元 茉奈美)

おはようございます。農政課 岩元です。

諮問第4号は、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定に基づいて定められた農業振興地域整備計画を変更する場合、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を聴くことになっておりますので、諮問するものです。

ご審議いただきます案件は農用地区域からの除外の1件であります。

本件については、去る6月5日に農政推進会議委員である会長及び第1、第2分科会会長による現地調査を実施させていただきました。

以下、内容について、ご説明いたします。

申請者は、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏で、申出地は、〇〇〇〇氏が所有する〇〇〇〇〇〇-1の1筆の畑であります。面積は284㎡で、周囲は北側と里道を挟んで東側に畑、南側から西側に市道と接しております。

申請理由は、申出地に一般住宅を建設するための変更であり、盛土等は行わず現状のまま使用し、生活排水は浄化槽で処理の上、道路側溝に放流を行う計画となっております。

申出地は、農用地区域の外周部にあたります。除外することによって周辺農地の利用について農作業の効率化や土地利用に支障を及ぼすおそれはなく、その他除外の要件も満たしており、さらに被害防除計画及び確約書も提出された計画となっているため、他に影響を及ぼす可能性は低く、除外は止む無しとの意見であります。以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

11番委員（石坂 委員）

隣接地の〇〇〇〇名義の畑は除外申請の必要は無かったのですか。

農政課（岩元 茉奈美）

農用地区域には入っていないため、除外の必要はないですが、その土地についても本申請地に合わせて住宅を建設予定であると聞いています。

事務局（上脇 重樹）

除外申請と同時に転用申請を受け付けておりますので、いまお話があった畑についてもこのあとの議案28号でご審議いただく予定です。

議長（田嶋 輝男）

他に何かありませんか。

その他委員

なし。

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、認定しようとするものであります。

諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議案第26号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたしますが、本件の中に○番○○○○委員の案件が含まれており、議事参与の制限に該当します。

つきましては、まず○番○○○○委員の案件以外についてを議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (木原 香太)

農政課の木原と申します。それでは、議案第26号 農用地利用集積計画の『農地中間管理事業分』平成29年度第3号についてご説明いたします。

今回の計画は、平成29年4月30日締切の第2期公募へ載せたものであります。

本日の総会でご審議いただきます農用地利用配分計画(案)は、農地中間管理機構へ事前に提出し、審査の結果、配分計画(案)については、問題ないとの回答を得ております。

そこで所有者から農地中間管理機構への中間管理権を移すため「農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第13条第4項」

の規定に基づき、農業委員会における農用地利用集積計画の決定を受けようとするものです。

この議案が認められれば、公告年月日は、平成29年7月3日となります。

今回は、地域追加申込分といたしましては、瀬之浦上地区、桐野地区、松元地区、前川原・楠田地区、牛之浜地区、山下・西光地区の6地区となっています。

その他、地域外の個別案件といたしましては、大字脇本が計12筆となっています。

それでは、順次説明いたします。

(資料にて説明)

説明は以上となります。

議長 (田嶋 輝男)
農政課の説明が終わりました。
これより質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

それでは、次に○番○○○○委員の案件について審議しますで、○番○○○○委員は、退席をお願いいたします。

(～○番○○○○委員退席～)

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (木原 香太)

議事参与の件について、ご説明致します。

(資料にて説明)

説明は以上です。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

それでは、○番○○○○委員の着席を許します。

(～○番○○○○委員着席～)

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (酒井 結華子)

それでは、議案第27号についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。農地法第3条の申請は4件であり、所有権移転が3件・使用貸借権設定が1件です。

それでは、整理番号1から事件ごとにご説明致します。

整理番号1について、地図は、1ページから10ページになります。

申請譲受人は、○○○区にお住いの「○○ ○」さんです。

○○さんは、現在、妻、父、母と共に甘藷・水稲・えんどう豆を生産されており、年間200日程度、農業に従事されております。労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、親子間の贈与による所有権移転です。

整理番号2について、地図は、11ページです。

申請借人は、○○○○区にお住いの「○○ ○○」さんです。

○○さんは、現在、妻と息子と共に水稲・甘藷を生産されており、年間80日程度農業に従事されております。

水稲を生産する計画であり、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

次に整理番号3と4についてですが、利用権の取得者が同一であるため、

まとめてご説明させていただきます。地図は12～13ページです。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、父と共に甘藷を生産されており、年間150日程度農業に従事されております。

整理番号3の農地では、甘藷を生産する計画であり、使用貸借権が設定されます。整理番号4の農地では、露地野菜を生産する計画で、贈与による所有権移転です。労働力、下限面積等についてもすべて許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

6番委員 (尻無濱 委員)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

6月9日に「9番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』を行いました。

いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農に積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、すべての申請の調査結果は、許可相当です。

以上で、報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

したがって、調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第 28号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第28号について、説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、2件です。

それでは、整理番号順に御説明いたします。

まず、整理番号1の事件です。

農業委員会意見書及び審査票1ページ及び2ページ並びに地図14ページ及び15ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の事務所から300メートル南側です。

申請地の農地の区分は、都市計画区域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

譲受人は、現在借家住まいであることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、80センチメートル程度の切土及び盛土造成が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号2の事件です。

農業委員会意見書及び審査票3ページ及び4ページ並びに地図16ページ及び17ページをご覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から南東へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の180メートル北側です。

申請地のうち〇〇〇〇番〇は、農用地区域内の農地ですが、本件と同時に阿久根市長宛、農用地区域からの除外願いが提出されており、この除外に伴う農用地利用計画変更については、諮問第4号でご審議いただいたところです。

農用地区域からの除外後の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏です。

譲受人は、現在、借家住まいであることから本件を申請されました。

申請地は、整地、隣接農地との境界沿いに擁壁が設置され、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と

共に市道側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

9番委員 (京田 委員)

議案第28号に係る調査結果について、報告します。

調査は、6月9日に、6番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1から順に報告します。

整理番号1につきましては、申請地周辺は、東側は宅地、南側は市道、西側は通路、北側は畑でした。

計画されている一般住宅は、2階建てですが、申請地は北側農地より低く、また、境界から一定程度離して建築されること、流水処理は市道側溝へ流すこと、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界には擁壁が設置されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続いて、整理番号2につきましては、申請地周辺は、東側は里道、南側及び西側は市道、北側は畑でした。

計画されている一般住宅は、2階建てですが、申請地は北側農地より低く、また、境界から一定程度離して建築されること、流水処理は市道側溝へ流すこと、土砂等の流出防止のため隣接農地及び里道との境界には擁壁が設置されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、非農地及び第3種農地における転用事業の検討については、転用事業者は、〇〇に居住している親族の介護などの理由から申請地付近に居

住する必要があるため、申請地周辺の非農地及び農用地区域外の農地の取得を試みられましたが、申請地以外に取得することができなかったとのことであり、申請地の除外及び転用はやむをえないものであると判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 （田嶋 輝男）

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

議長 （田嶋 輝男）

確認ですが、農用地利用計画変更申請の図面では、2名の名義人であるが、説明をしてください。

事務局 （上脇 重樹）

諮問第4号の図面には〇〇〇〇名義で表示してあるが、議案書では2筆とも〇〇〇〇であることへの質問と考えますが、この土地につきましては、平成29年5月1日付けで法務局の登記簿が〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ相続登記されています。

これは、法務局の情報は税務課へ資料提供により修正されます。その情報の提供は、月に1回であるため、登記は完了したが、法務局からの通知がないため、税務課の地図システムの変更ができなかったものです。

総会資料16ページに示しているのが、正しい図面となります。

議長 （田嶋 輝男）

分かりました。

他に、質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

また、本件は農業委員会ネットワーク機構への意見聴取は不要であります。また、整理番号2については、農用地区域から除外されることが前提となっております。したがって、整理番号1は調査員の報告のとおり、整理番号2は農用地区域から除外された後に調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

なお、整理番号2については、阿久根市農業振興地域整備計画を変更した旨の公告の日以降に許可指令書を交付いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第29号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

さらに、整理番号1については、農業用施設用地へ転用されております

が、農地法第4条第1項第8号同法施行規則第29条第1号に該当するため許可を要さないものであります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については、「荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査」で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9議案第 30号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成29年農用地利用集積計画書第6号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成29年7月3日となります。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第30号平成29年農用地利用集積計画書第6号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第10 議案第31号 農業委員会の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (新坂 謙二)

それでは、議案第31号について説明をさせていただきます。農業委員会事務の実施状況等の公表につきましては、平成28年4月1日施行の改正農業委員会法の第37条で、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他、農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用、その他の適切な方法により公表しなければならない。」と定められており、情報の公表が法定化されました。

さらに、改正法の施行規則第15条により、事務の実施状況は、翌年度の6月30日までに公表することとされ、公表期間は当該公表の日から3年間とされています。

公表にあたっての具体的な手続きは、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」で様式1：目標及びその達成に向けた活動計画、様式2：目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を毎年6月30日までに市町村のホームページ等により公表することが定められているところでございます。

つきましては、本総会において、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画と平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご了承いただきたいと思います。

お手元の資料をご覧くださいと思います。

3種類あります。「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」と「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と昨年5月の総会で承認された「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」になります。

「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」は参考につけたものであります。

(資料により説明)

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

ここで質疑を許します。

質疑ございませんか。

7番委員 (高原 委員)

遊休農地に関する措置で、農地の利用状況調査の時期が8月～10月となっていますが、計画通りに実施する予定ですか。

事務局（榎木 海斗）

1月までに調査結果をまとめないとならないため、逆算すると8月になります。

事務局長（谷口 義美）

調査の時期につきましては、「農地法の運用について」に基づき、8月頃に実施することとなっております。

議長（田嶋 輝男）

他にございませんか。

10番委員（松下 委員）

写真を撮るとありますが、職員がとるのですか。

事務局（新坂 謙二）

調査員が撮ります。カメラも3台は準備してありますが、全ての耕作放棄地についての対応は、検討する必要があります。

議長（田嶋 輝男）

判断に迷った時に撮れば良いのではないのでしょうか。

事務局長（谷口 義美）

今後、最適化推進委員も7名任命されます。また、新しい、農業委員も2名加わるため、基準については、統一しなければならないと考えます。時期を調整して、最適化推進委員と合同で研修会を開催し、対応したいと考えています。

議長（田嶋 輝男）

他にありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

他にないようですので、お諮りいたします。
本件について、決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。
それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:11